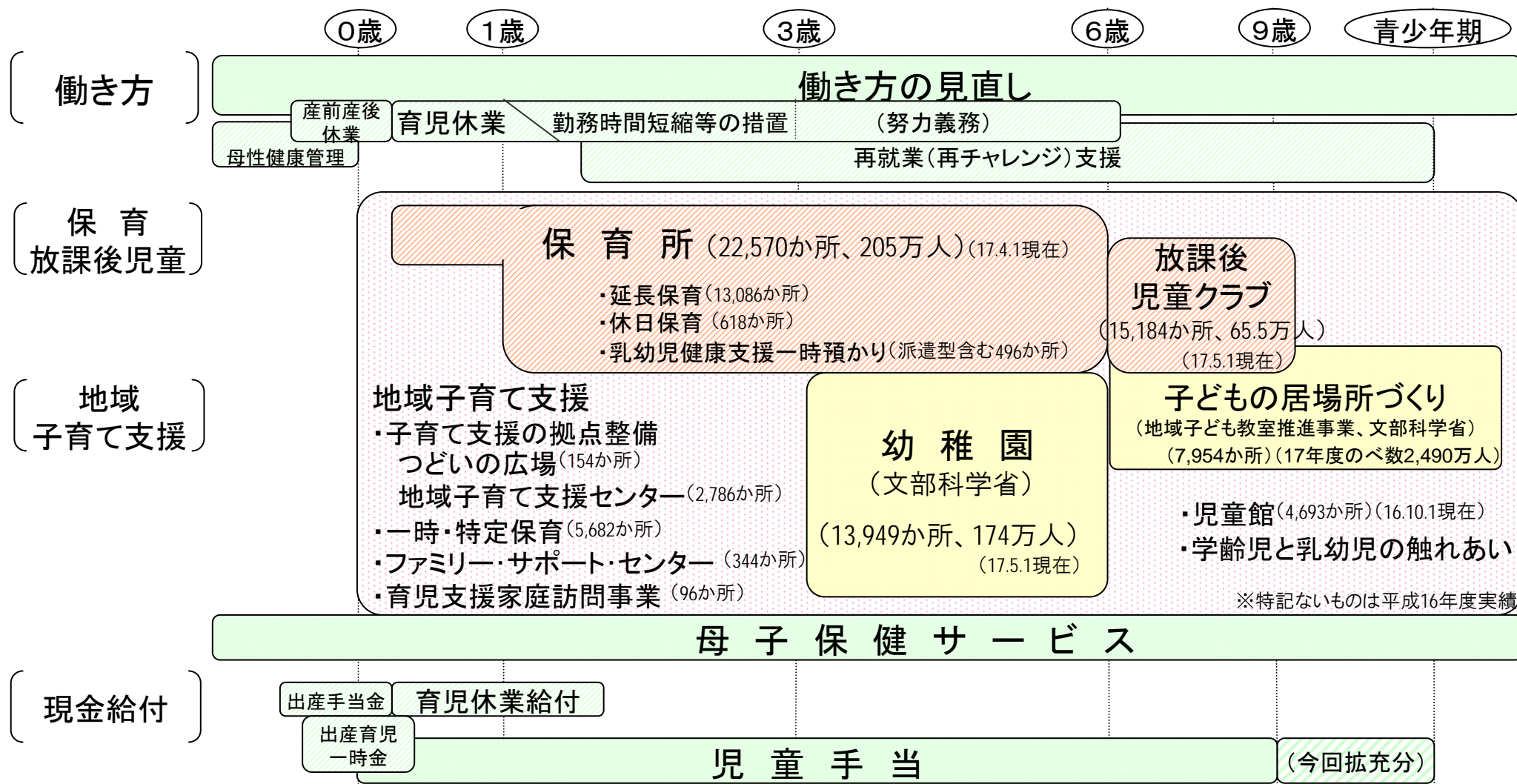


# 子どもの年齢からみた子育て支援策



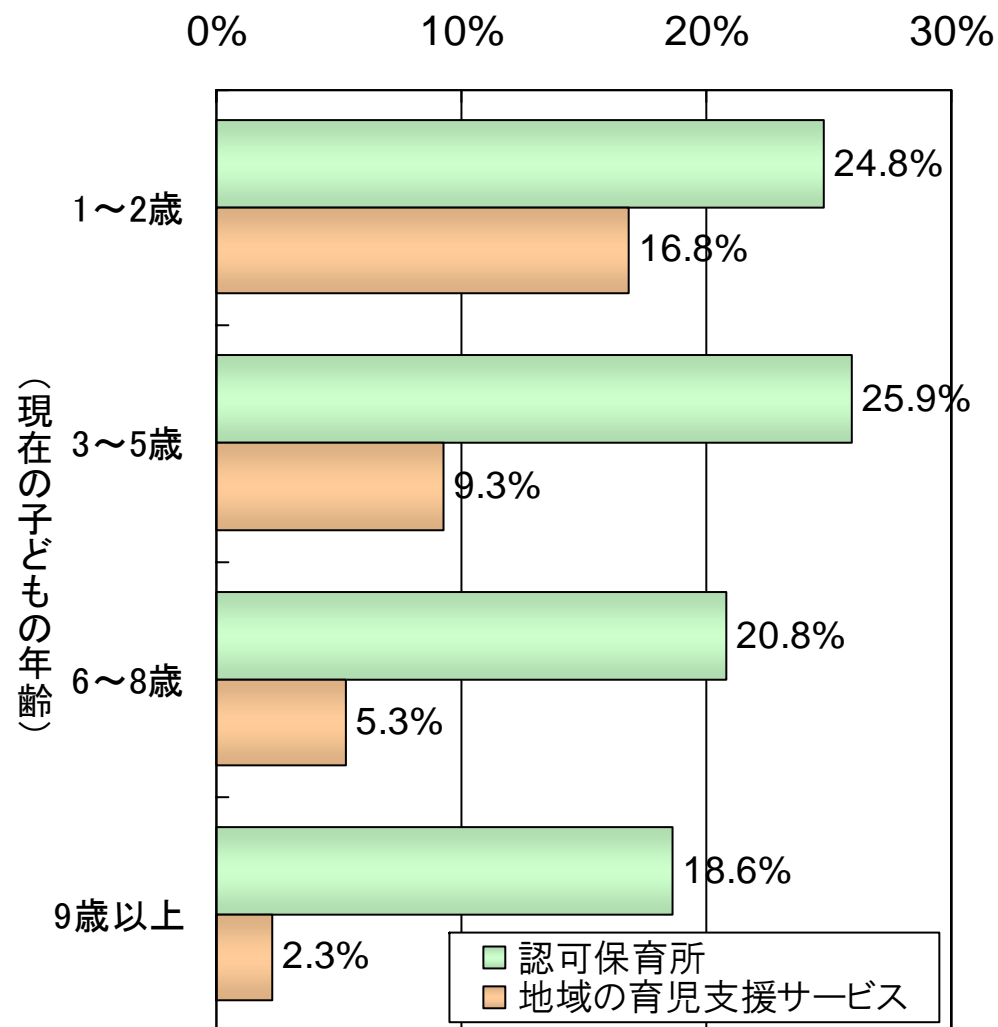
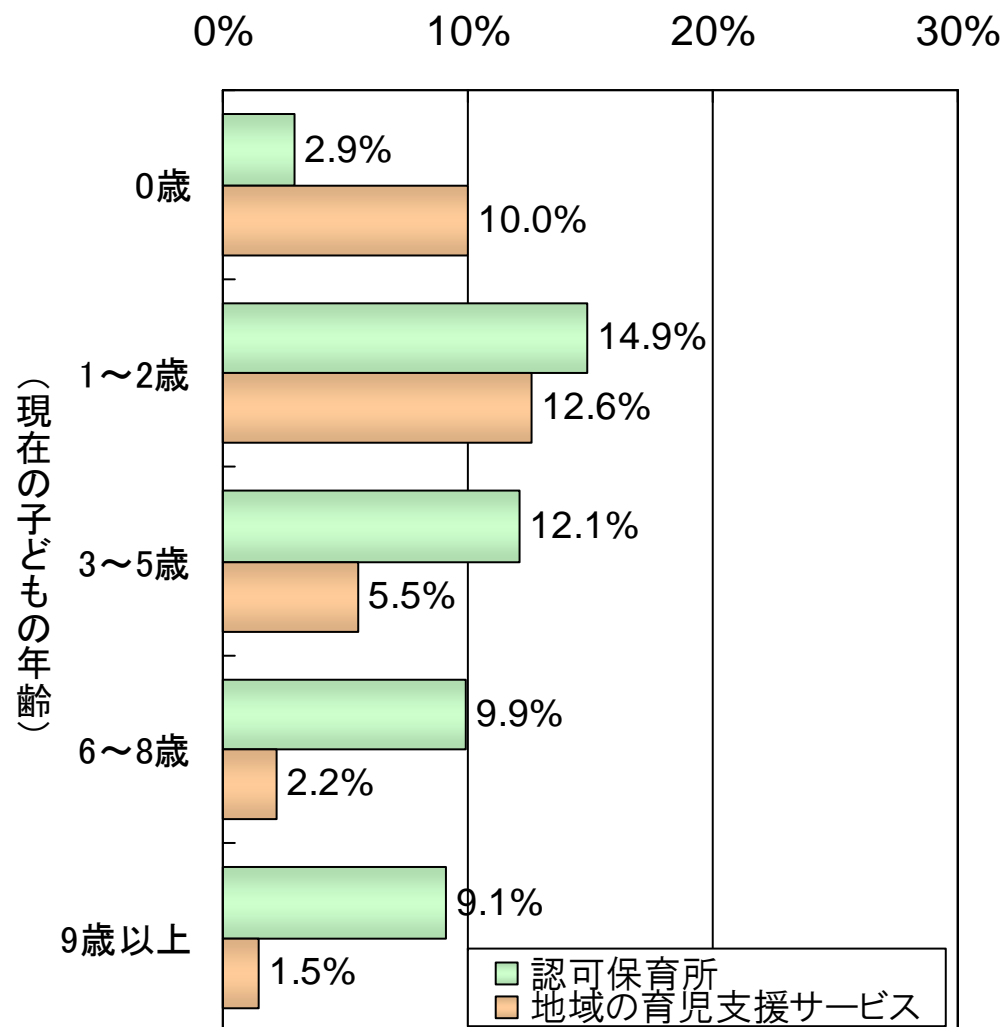
# 地域子育て支援の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》 (国庫補助)	《21年度行動計画 目標集計値》
拠点・居場所	つどいの広場	子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流のできる場として、公共施設内や商店街の空き店舗など身近な場所に設置	154か所	1,727か所
	地域子育て支援センター	保育所に併設、または単独で設置され、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を実施	2,786か所	4,625か所
預かり	一時・特定保育	保護者の急病や育児疲れに伴う一時的な保育、パート就労等に伴う週2,3日など柔軟に利用できる保育の提供	5,682か所	9,829か所
	子育て短期支援事業	親の疾病や出張・残業、冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において、児童の短期的(7日以内)又は夜間の預かりを実施	ショートステイ 497か所 トワイライトステイ 233か所	ショートステイ 844か所 トワイライトステイ 574か所
訪問支援	育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を実施	96市町村	子ども・子育て 応援プランでは 全市町村での 実施を目指す
相互援助	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等を有する子育て中の親などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を実施	344か所	833か所
(参考)	延長保育	11時間(基本開所時間)を超えて保育時間を延長	13,086か所	16,502か所

# 各種子育て支援サービスの利用状況(その1)

○子どもが0歳の時に利用したサービス

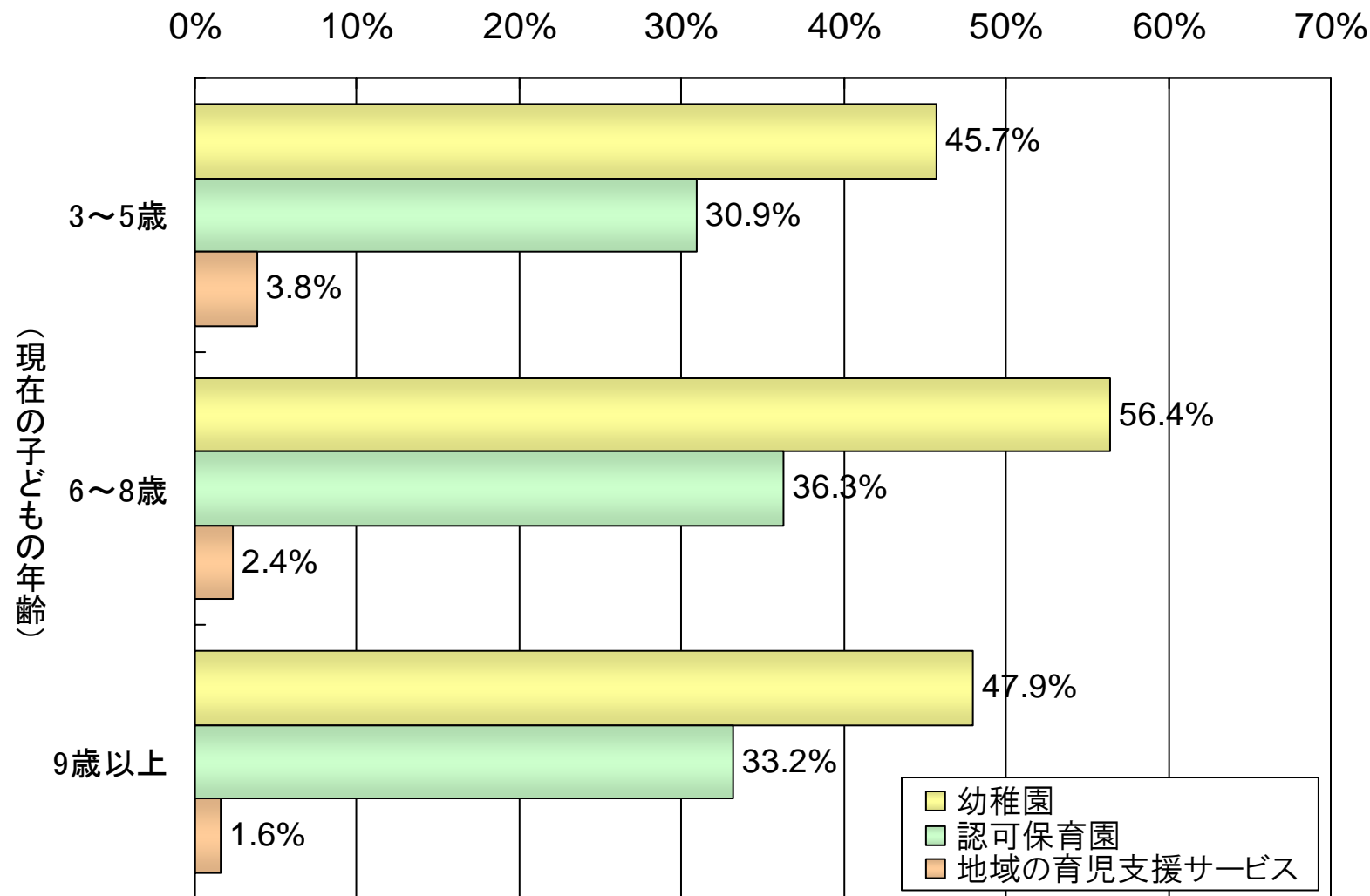
○子どもが1～2歳の時に利用したサービス



(資料)厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査報告書」(平成15年)

# 各種子育て支援サービスの利用状況(その1)

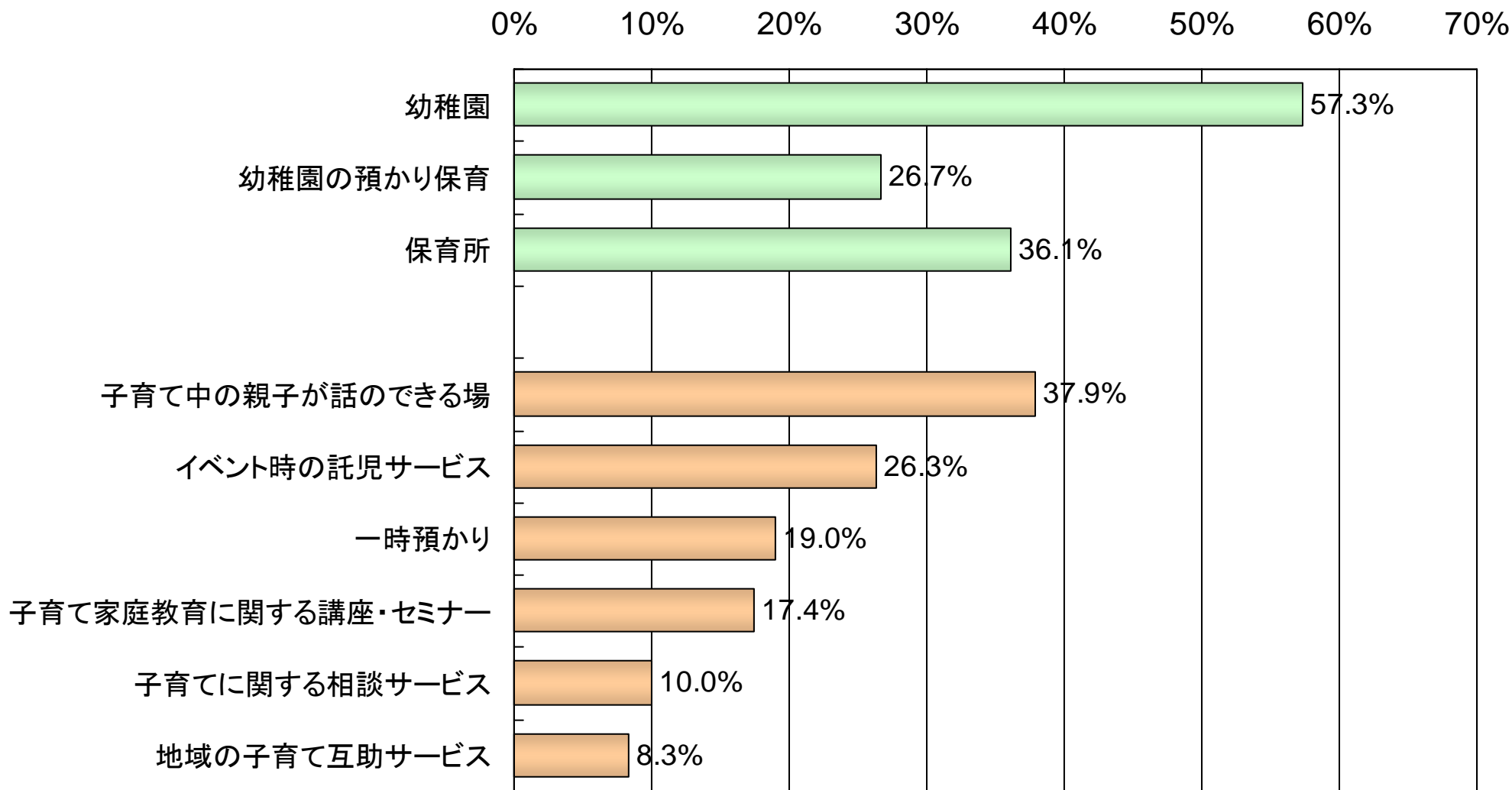
○子どもが3歳～小学校入学前に利用したサービス



(資料)厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査報告書」(平成15年)

# 各種子育て支援サービスの利用状況(その2)

○利用している・利用したことがあるサービス(未就学児の母親)

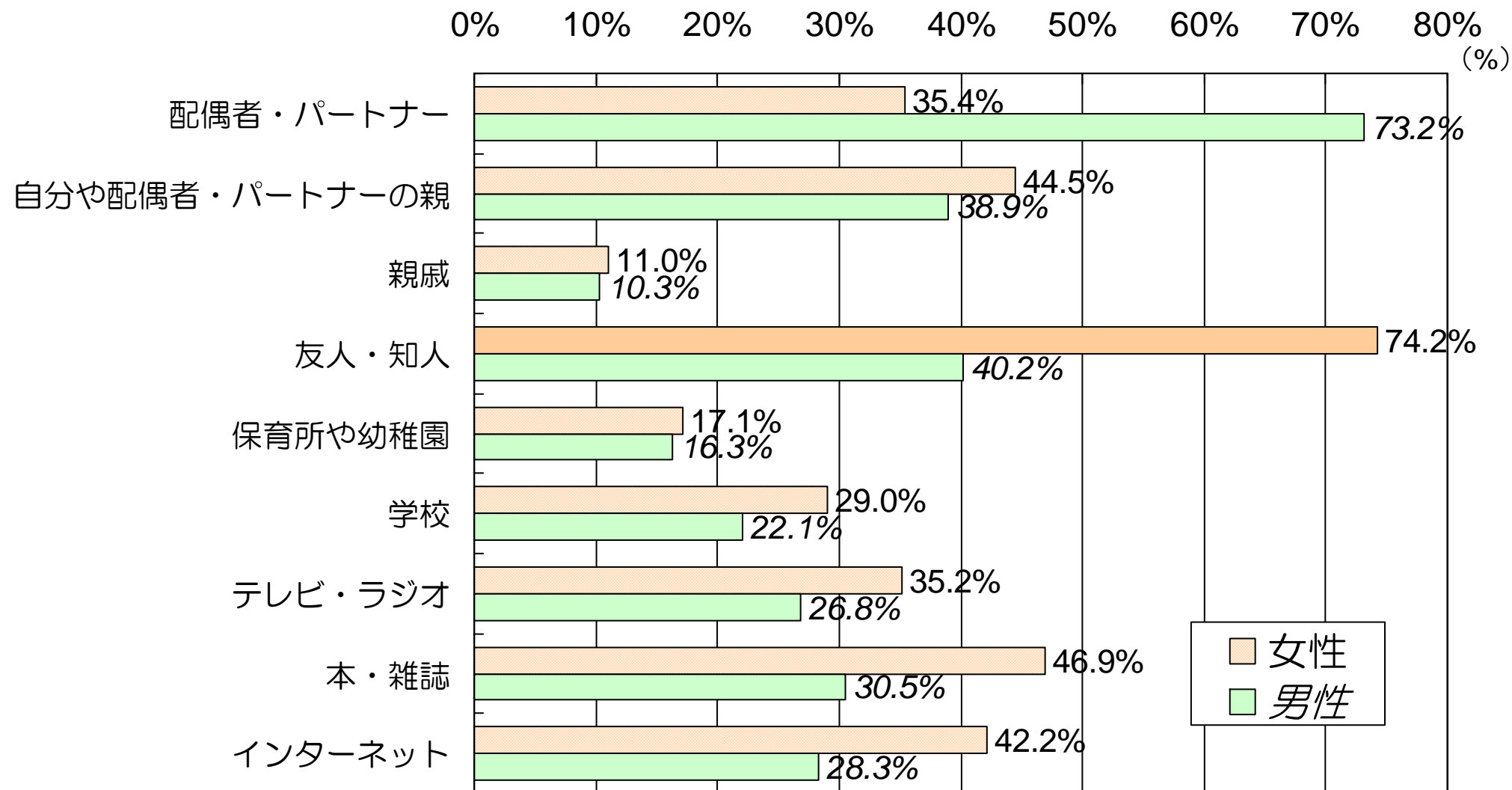


(資料)UFJ総合研究所「子育て支援策などに関する調査研究報告書」(平成15年3月)

# 子育てに関する情報源

○ 子育て層の女性の最大の子育てに関する情報源は「友人・知人」

○ 子育てに関する情報や知識を何から得ているか（複数回答、主な回答を抜粋）



特定非営利活動法人促進法に基づくNPO法人認証数(2005年12月31日現在)

○認証法人数 24,763法人

○活動分野別 (複数回答)

活動の種類	法人数	割合(%)
○保健、医療又は福祉の増進を図る活動	14,092	56.9
○社会教育の推進を図る活動	11,640	47.0
○まちづくりの推進を図る活動	9,947	40.2
○学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	7,954	32.1
○環境の保全を図る活動	7,144	28.8
○災害救援活動	1,628	6.6
○地域安全活動	2,313	9.3
○人権の擁護又は平和の推進を図る活動	3,775	15.2
○国際協力の活動	5,255	21.2
○男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	2,215	8.9
<u>○子どもの健全育成を図る活動</u>	<u>9,810</u>	<u>39.6</u>
○情報化社会の発展を図る活動	1,800	7.3
○科学技術の振興を図る活動	890	3.6
○経済活動の活性化を図る活動	2,428	9.8
○職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2,981	12.0
○消費者の保護を図る活動	1,068	4.3
○上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	11,069	44.7

(注) 1. 1つの法人が、複数の分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

2. 活動の分野は、特定非営利活動促進法第2条に基づく区分。(17分野)